

「役員等報酬規程」

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸充（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員である理事長及び常務理事については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。
 - 2 理事長及び常務理事に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規程に準じた旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬及び退職手当は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号の報酬等の区分に応じて

定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規定に準じた日とする。
 - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年5月31日より施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額80万円
常務理事	月額60万円

別表 2 (常勤役員の退職金算定式)

役職名	算定式
理事長	最終報酬月額×在任期間×係数
常務理事	最終報酬月額×在任期間×係数

※ 上記在任年数は、1ヶ月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

業務内容	報酬の額
評議員会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

(2) 理事

業務内容	報酬の額
理事会等への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

(3) 監事

業務内容	報酬の額
監事監査等への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円